

収支報告書

令和 4 年分

(*受付印)



※該当箇所には☑してください。

政治団体の区分

- 政党の支部
- その他の政治団体(後援会等)
- その他の政治団体の支部
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- 全国(2都道府県以上)
- 神奈川県内

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

※以下 指定「有」の場合のみ記載

公職の種類

大井町議会議員

(現職)・候補者等)

資金管理団体の届出

をした者の氏名

重田有紀

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 - 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名
- 公職の種類
- (現職・候補者等)

(※)資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載。

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載。

(ふりがな) (しげた ゆき ちゅうえんかい)

1 政治団体の名称

しげた ゆき 後援会

2 主たる事務所の所在地

足柄上郡大井町金子1735-1

3 代表者の氏名

重田有紀

4 会計責任者の氏名

重田和宏

事務担当者の氏名

重田和宏

連絡先
(電話番号)

080 - 5446 - 6964

*この部分は何も記載しないでください。

	受理台帳番号	団体コード	受付者	区分	処理
*	812	9902	+	NGK	

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
ア 収入総額 (ア)+(イ)	01			23712	
(ア) 前年からの繰越額	02			23712	
(イ) 本年の収入額	03				0
イ 支出総額	04			20500	
ウ 翌年への繰越額 (ア-イ)	05			3212	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金額	06				
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	07				

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附	08					
(うち特定寄附)	09					
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10					
(ウ) 政治団体からの寄附	11					
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	12					
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	13					
イ 政党匿名寄附	14					
合計 (ア + イ)	15					

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				金額				備考				
項目				金額				うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出				
				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
ア 経 常 経 費	1	人件費	01									
	2	光熱水費	02									
	3	備品・消耗品費	03									
	4	事務所費	04									
		小計(1+2+3+4)	05									
イ 政 治 活 動 費	5	組織活動費	06									
	6	選挙関係費	07									
	7	機関紙誌の発行 その他の事業費の計	08				20500					
		(1) 機関紙誌の発行事業費	09									
		(2) 宣伝事業費	10				20500					
		(3) 政治資金パーティー開催事業費	11									
		(4) その他の事業費	12									
	8	調査研究費	13									
	9	寄附・交付金	14									
	10	その他の経費	15									
	小計(5+6+7+8+9+10)	16				20500						
	合計(ア+イ)	17				20500						

注 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)の内訳が必要です。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分(下のいずれかを○で囲む)				細目別区分			
		組織活動費	選挙関係費	機関紙誌の発行事業費	宣伝事業費	通信作成費			
支出の目的		金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
01						..			
02						..			
03						..			
04						..			
05						..			
06						..			
07						..			
08						..			
09						..			
10						..			
11						..			
12						..			
このページの小計					20500				
その他の支出					20500				
合計					20500				

- 注1 項目別区分は、いずれかを○で囲んでください。
 2 細目ごとに、それぞれ別の用紙を使用してください。
 3 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
 4 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
02	イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
03	ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
04	エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
05	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
06	カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
07	キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
08	ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
09	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
10	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
11	サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
12	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。

2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 / 月 6 日

政治団体の名称 しげた中継援会

会計責任者の氏名 車田 和宏

〔〈解散の場合のみ〉

代表者の氏名 _____〕

- 注1 会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。